

## 訪問リハビリテーション 利用料金表

1回あたりのご利用料金（要介護1～5対象）

### (1) サービス費用

医師の診療が入る場合

訪問リハビリテーション費	1割負担額	2割負担額	3割負担額
307単位/回	333円	665円	998円

医師の診療が入らない場合

訪問リハビリテーション費	1割負担額	2割負担額	3割負担額
257単位/回	279円	557円	835円

※ 1割負担分の計算（総単位数×10.83）－（総単位数×10.83×0.9）

※ 2割負担分の計算（総単位数×10.83）－（総単位数×10.83×0.8）

※ 3割負担分の計算（総単位数×10.83）－（総単位数×10.83×0.7）

上記計算となる為、10円未満の端数相違する事があります。

サービス提供体制加算（Ⅰ）	単 位
訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が7年以上の者が1名以上在籍している。	6単位/回 1割負担：7円、2割負担：13円、3割負担：20円
サービス提供体制加算（Ⅱ）	単 位
訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上の者が1名以上在籍している。	3単位/回 1割負担：4円、2割負担：7円、3割負担：10円

短期集中リハビリテーション 実施加算	単 位	1割 負担額	2割 負担額	3割 負担額
退院・退所・要介護認定から 3ヶ月以内	200単位/日	217円	434円	650円

リハビリテーションマネジメント 加算	単 位	1割 負担額	2割 負担額	3割 負担額
リハビリテーションマネジメント 加算（A）イ	180単位/月	195円	390円	585円
リハビリテーションマネジメント 加算（A）ロ	213単位/月	231円	462円	692円
リハビリテーションマネジメント 加算（B）イ	450単位/月	486円	972円	1458円
リハビリテーションマネジメント 加算（B）ロ	483単位/月	523円	1046円	1569円

移行支援加算	単 位	1割 負担額	2割 負担額	3割 負担額
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ又はⅡ又はⅢを算定しており、訪問リハビリ事業所が利用者の生活機能維持又は向上を図り、社会参加等を支援するリハビリを行った場合、加算対象期間の末日が属する年度の次の年度内限り加算する。	17単位/日	19円	37円	56円

※追加加算

項 目	単 位
新型コロナウイルス感染症への対応（令和3年9月まで）	所定単位×0.1%円

(2) 交通費

守山区・千種区・北区以外の地域を超える場合

交通費	片道2km未満	200円（税別）
	片道2km以上（1km増す毎に）	100円（税別）

※その他利用者の負担に帰すべき費用は実費となります。

## 介護予防訪問リハビリテーション 利用料金表

1回あたりのご利用料金（要支援1・2対象）

(1) サービス費用

医師の診療が入る場合

訪問リハビリテーション費	1割負担額	2割負担額	3割負担額
307 単位/回	333 円	665 円	998 円

医師の診療が入らない場合

訪問リハビリテーション費	1割負担額	2割負担額	3割負担額
257 単位/回	279 円	557 円	835 円

※ 1割負担分の計算（総単位数×10.83）－（総単位数×10.83×0.9）

※ 2割負担分の計算（総単位数×10.83）－（総単位数×10.83×0.8）

※ 3割負担分の計算（総単位数×10.83）－（総単位数×10.83×0.7）

上記計算となる為、10円未満の端数相違する事があります。

サービス提供体制加算（Ⅰ）	単 位
訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が7年以上の者が1名以上在籍している。	6 単位/回 1割負担：7円、2割負担：13円、3割負担：20円
サービス提供体制加算（Ⅱ）	単 位
訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上の者が1名以上在籍している。	3 単位/回 1割負担：4円、2割負担：7円、3割負担：10円

短期集中リハビリテーション 実施加算	単 位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
退院・退所・要介護認定から 3ヶ月以内	200 単位/日	217 円	434 円	650 円

※追加加算

長期期間利用減算	単 位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
利用を開始した日の属する日から起算して12月を超えた期間に利用した場合	-5 単位/1回	-6 円	-11 円	-17 円

項 目	単 位
新型コロナウイルス感染症への対応（令和3年9月まで）	所定単位×0.1%円

(2) 交通費

守山区・千種区・北区以外の地域を超える場合

交通費	片道 2k m未満	200 円 (税別)
	片道 2k m以上 (1 k m増す毎に)	100 円 (税別)

※その他利用者の負担に帰すべき費用は実費となります。

(改定日：令和 3 年 4 月 1 日)